

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20090

研究課題名（和文）訴因の特定と証拠・立証構造の関係について—児童に対する性的虐待事案を中心に—

研究課題名（英文）The Relationship with Specification of Counts and Evidence and Proof Structure in Cases of Sexual Abuse against Children

研究代表者

田中 駿登 (TANAKA, Hayato)

京都大学・法学研究科・特定助教

研究者番号：60965771

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、証拠・立証構造という観点から、幅のある日時の記載をもって訴因の特定が認められている覚せい剤自己使用事案と比較することを通して、子どもに対する性的虐待事案においても幅のある日時の記載をもって訴因の特定（刑事訴訟法256条3項）を認めることができることについて検討を行い、その成果を「子どもに対する性的虐待の訴因における日時の概括的記載について」と題する論文にて公表した。

また、その中で明らかとなった、刑事手続における子どもの供述の獲得・保全過程について、他の研究者らとともに研究し、その成果を「新司法面接ガイドライン」として公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来十分には言語化されていなかった覚せい剤自己使用事案における証拠・立証構造の特徴と訴因の特定の程度との関連性を明らかにし、それを他の事案類型にも応用することが可能であることを明らかにした点で、訴因の特定に関する議論を深化又は促進させるものである。また、その過程で明らかとなった手続上の課題についてもその改善策を具体的な形で提示しており、より子どもの利益に適った事案対応の実現に資するものであり、実際に本研究の成果に即した実践例もみられるようになっている。

研究成果の概要（英文）：In this study, it was investigated whether the requirement to specify counts (the criminal procedure act §256(3)) in child sexual abuse cases could be met by a certain period of dates and times, analogous to the approach used for the relationship of evidence and proof structure and the specification of counts in cases involving self-use of narcotics. The findings are published in the article "Justification of specifying counts with a certain period of dates and times in child sexual abuse cases".

In addition, it was investigated how to enhance the overall criminal procedure for obtaining and preserving testimonies from abused children. The findings are documented in the publication titled "the New Forensic Interviewing Guideline". (the researcher is one of the authors.)

研究分野：刑事学、刑事訴訟法

キーワード：訴因の特定 児童虐待 司法面接 多機関多職種連携

1. 研究開始当初の背景

本研究は、近年、性的虐待事案を含めた児童虐待事案に対して、刑事司法手続の重要な一部を担っている検察官が、より良い事案解決に向けて訴追に関する裁量(訴追裁量)を行使するようになりつつあることへの関心に端を発している。というのも、一方で、検察官が児童虐待事案の解決にあたって、いわゆる入口支援という形で訴追裁量を濫用的に行使する危険が指摘されていた(「特集：児童虐待事案における刑事的介入と多機関連携のあり方」刑法雑誌 60 巻 1=2=3 号〔2021 年〕1-33 頁)。他方で、実際の事案解決にあたっては、特に性的虐待事案において、検察官は虐待行為の日時を一定の幅を持った形では特定することはできるが、具体的には明らかにすることができないため、刑事訴訟法上の要請である訴因の特定(刑事訴訟法 256 条 3 項)の要求を満たしていないという理由で訴追裁量を過度に謙抑的に行使しているという指摘も存在していた。

前者の指摘に対しては、学説上も一定の検討がなされていた。しかしながら、後者の指摘に対しては、訴因の特定として要求される具体性の程度について概括的な基準が示されていることはあっても(川出敏裕「訴因の構造と機能」法曹時報 66 巻 1 号〔2014 年〕1 頁以下ほか)、子どもに対する性的虐待事案の特徴を考慮した具体的な基準や根拠は提示されていなかった。そこで、子どもに対する性的虐待事案において、検察官がより適切に訴追裁量を行使し、ひいてはより子どもの利益に適った刑事司法及び事案対応を促すために、訴因の特定において要求される具体性の程度を明晰化する必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、以上のような当時の実務や学説の議論状況を踏まえ、性的虐待事案における適切な訴追裁量の行使を実現するため、訴因の特定のために要求される日時の特定の程度を具体化することを目的とする。具体的には、訴因の機能を明確化すること、子どもの供述や記録、発達などに関する関連領域の知見を参照しつつ、公判における証拠・立証構造を明らかにすること、公判における証拠・立証構造と訴因の特定のために要求される日時の具体性の関係の明晰化を図ることを目的とする。以上により、訴追裁量行使や訴因の特定といった刑事司法手続の重要なテーマについての議論を深化させるとともに、より子供の利益に適った刑事司法の発展に寄与することを目指す

3. 研究の方法

本研究では、米国における児童虐待事案対応の実務及びその背景にある心理学などの関連領域の知見を批判的に参照する手法を取る。米国を参照対象として選択した理由は、米国においては日本よりはるかに多くの児童虐待事案対応が実践されており、日本も問題を考える上で参照価値のある理論や実務が充実している、日本の刑事訴訟法の母法は米国であり、訴因制度について検討する上で格好の対象であるからである。

また、関連領域としては、心理学が最も重要であると考えた。というのも、子どもに対する性的虐待事案においては、被害児童の供述証拠が虐待日時の特定においてきわめて重要な役割を果たしているところ、心理学の分野では、子どもの供述や記憶、発達に関する知見が蓄積されているからである。それらの知見は、研究開始時点においても、児童虐待への事案対応において代表者聴取や共同面接といった形で部分的には参照されていた(仲真紀子編『子どもへの司法面接 考え方・進め方とトレーニング』〔有斐閣、2016 年〕ほか参照)。しかしながら、心理学等の知見は訴因の特定との関係ではほとんど言及されてはいなかった。訴追裁量の行使ないし刑罰権の実現が捜査過程を通じて入手された証拠に基づいて行われる以上、訴追裁量を行使する一場面である訴因の特定の問題を検討する上でも、当該事案類型において入手可能な証拠や証拠を背景とした立証の構造は無視することができないように思われる。そこで、特に心理学の知見を参照しつつ、性的虐待事案における証拠(子どもの供述)の特徴とその限界を批判的に検討し、その結果を踏まえて、子どもに対する性的虐待事案における類型的な証拠・立証構造と訴因の特定として要求される具体性の関係を検討することにした。

加えて、従来、公判における証拠・立証構造に注目して訴因の特定の程度について論じる見解はほとんど存在していなかったが、例外的に、覚せい剤自己使用事案では、事案の類型的な証拠・立証構造の特徴から訴因の特定の程度について議論が行われていた。そこで、覚せい剤自己使用事案に関してなされていた議論を批判的に参照することにした。

4. 研究成果

以上のような目的・方法に従って、本研究では、まず、親などの近親者から子どもが性的虐待を受けた事案における訴因の特定のために要求される日時の特定の程度について、覚せい剤自己使用事案との証拠・立証構造の類似性をもとに具体化を試みた。すなわち、覚せい剤の自己使用事案と子どもに対する性的虐待事案の間には、尿の鑑定結果や子どもの供述といっ

た証拠から一定の期間内に当該犯罪が(少なくとも)1回行われたことは相当程度強く推認され、かつ、それらの証拠が公判における検察官による犯罪立証の中心的役割を果たしていること、それらの証拠が示す一定の期間以上に期間を限定しなくとも裁判所による審判対象の画定や被告人の防禦活動には問題がないこと、更なる限定が必要であるとすると様々な不当な結果を容認しなければならないことなどの点で共通点を見出すことができる。これらの点は、覚せい剤自己使用事案の類型的な証拠上の特徴や証拠・立証構造上の特徴であり、これらの特徴がゆえに、尿の鑑定結果が示す幅のある日時を持って訴因の特定が認められている。子どもに対する性的虐待事案が覚せい剤自己使用事案と上記のような共通点を持つ以上、覚せい剤自己使用事案と同様に、子どもの供述という証拠に基づいた幅のある日時の記載をもって訴因の特定が認めることが理論的な正当性が認められる、とするのが本研究の結果である。

当該研究結果は、従来十分には言語化されていなかった覚せい剤自己使用事案における証拠・立証構造の特徴と訴因の特定の程度との関連性を明らかにし、それを他の事案類型にも応用することが可能であることを明らかにした点で、訴因の特定に関する議論を深化又は促進させるものである。また、この研究成果に即した形で、従来に比べて相当に幅の広い日時の特定をもって訴追を行い、かつ、訴因の特定が認められた実践例が生じている。

加えて、当該研究の過程において、覚せい剤自己使用事案における尿の鑑定結果と性的虐待事案における子どもの供述とを同視できるのかという問題が浮上するに至った。というのも、尿の鑑定結果には、鑑定に関する科学的基礎や実施方法が相当程度一般的に認められていること、

尿の鑑定結果が示す覚せい剤が使用されたおそれのある時期は事案を問わずある程度共通であることなどの特徴が存在する。一方、子どもの供述に関しては、子どもの供述、心理、発達などに関して相応の研究の蓄積はあるものの、刑事司法において必ずしも一般的ではないこと、特に供述を取得する過程がそれらの研究成果に即して実施されているかに疑問が残ること、子どもがどこまで具体的に供述できるかは事案ごとに相当程度差異が存在するため、類型的に日時の具体的な幅を限定することができないことなどの違いが存在する。これらの差異は、子どもの供述等に関する心理学などの知見をいかにして刑事司法手続に反映させ、子どもの供述に対する信用性を高めるかという問題と密接に関連している。このことは、本研究を開始した後に行われた刑事訴訟法改正で新たに設けられた、公判廷外で行われた子どもの供述の公判廷における使用に関する規定(刑事訴訟法 321 条の 3)の適用との関係でも今後重要となる事項である。すなわち、検察官が適切に訴追裁量を行使し、もってより子どもの利益に適った事案解決を行うために、子どもの供述の獲得又は保全過程の適正化が必要であることが明らかとなった。

そこで、本研究では、諸外国での研究や実践などを参照しながら、米国の National Children's Advocacy Center のコンサルティングのもと、虐待を受けた(おそれのある)子どもから虐待事案に関する供述を得るための手法である、いわゆる司法面接の在り方について、司法面接それ自体だけでなく、その前後の手續なども含めた手續等を検討したガイドラインの試案を作成した。当該ガイドラインは、特定 NPO 法人子どもの支援センターつなぐと共同して研究・開発したものであるが、司法面接全般にわたるガイドラインやプロトコルとしては日本初のものであり、司法面接に関する研究及び実践のいずれにおいても今後参照されるべき価値の高いものである。

一方で、当該ガイドラインの作成過程において、刑事司法手続を全体としてみると、子どもの供述や発達に関する関連領域の専門知が適切に反映されていない点が問題として明らかとなった。特に、裁判における証人尋問や証拠利用のあり方は捜査過程のあり方にも影響を与えるものであるにもかかわらず、心理学等の知見によって明らかにされている子どもの供述や記憶などの特性に合わせた配慮や手当がなされているわけではない。そのため、刑事手続全体をみると必ずしも子どもの利益に適った事案解決を実現する制度になっていないおそれがある。したがって、本研究は、子どもに対する性的虐待事件における検察官の訴追裁量の行使の適正化を実現するために類型的な証拠・立証構造に注目して訴因における日時の特定の具体性を明晰化することを目的としていたが、より子どもの利益に適った事案解決を実現するためには、裁判過程も含めた刑事司法手続過程全体において他の諸科学の専門知をいかにして活用するかという観点から現在行われている児童虐待事案対応過程及び理論を批判的に検討することへと発展的に継続される必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 田中駿登	4. 巻 9
2. 論文標題 子どもに対する性的虐待の訴因における日時の概括的記載について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 社会安全・警察学	6. 最初と最後の頁 53-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 田中駿登
2. 発表標題 日本版司法面接ガイドラインの特徴と今後の課題
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

新司法面接ガイドラインの公表媒体（ https://tsunagg.com/jfi ）

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------